

第二期鳥取県医療費適正化計画（案）に関する パブリックコメントの実施結果について

平成25年3月11日
医療指導課

1 パブリックコメント募集の内容

平成18年6月14日に成立した「医療制度改革法」により、急速な少子高齢化の進展の中で、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、医療費について過度の増大を招かないよう、経済財政と均衡が取れたものとしていくこととされました。

具体的には、糖尿病等の患者・予備群の減少、平均在院日数の縮減を図るなど、計画的な医療費の適正化対策を推進することとなりました。

これより、国と都道府県は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度に策定した第一期医療費適正化計画（計画期間5年）が、平成24年度末で期限が到来するため、第二期医療費適正化計画の策定にあたり意見募集しました。

2 募集期間

平成25年1月24日（木）から平成25年2月14日（木）まで

3 意見件数

11件

4 意見の内容と県の考え方

項目	意見の内容	県の考え方
全般	県が実施すべきこと（実施できること）と国がやるべきことの区別が不明確である。医療費の適正化は国の業務であり、県がやることではない。 (1件)	医療費適正化は、高齢者の医療の確保に関する法律第8条及び第9条により国と都道府県の役割が以下のとおり定められています。 ・国は、医療費適正化のための基本方針を策定する。 ・国及び都道府県は、基本方針に即して、それぞれ、医療費適正化計画（5年間）を策定する。 このように、国と都道府県は基本方針に即して、それぞれの立場から医療費適正化に取り組むこととされています。

<p>たばこ対策</p>	<p>第一期の医療費適正化計画にはなかった「たばこに対する対策」が追加されたのはなぜか。喫煙が具体的に医療費増加の要因となっているのか。総花的な計画にするのではなく、高齢者やメタボリックシンドロームなど医療費の増加に確実に関与している項目に絞って計画を立てるべきである。</p> <p>(1件)</p>	<p>健康日本21(第2次)や、がん対策推進基本計画のたばこ対策において目標値が設定されているほか、がんや循環器疾患等の生活習慣病予防や医療費適正化対策としてたばこ対策を県において推進することが重要であると考えられることから第二期鳥取県医療費適正化計画に追加したものです。</p> <p>なお、医療経済研究機構の推計では喫煙が原因とされる超過医療費は、平成17年度において1.7兆円とされています。</p>
	<p>葉たばこ耕作者のみならず、県内のたばこ業界全体に及ぼす影響や、たばこ税収による地方財政への貢献(平成23年度 県たばこ税収 約12億円 市町村たばこ税収 約39億円)等を含め、県政全体を見渡した慎重な検討がなされるべき。</p> <p>(1件)</p>	<p>喫煙率が減少することによる、県内のたばこ業界全体への影響は十分に認識しておりますが、県民の健康を守ることも重要であると考えております。</p> <p>また、国全体で見た場合、たばこ税による税収は年間2.2兆円ですが、医療経済研究機構の研究によると、喫煙による経済的損失(医療費、疾病に伴う労働力損失、消防・清掃費用)は4.3兆円と試算されており、実際には税収でまかないきれないほどの損失をもたらしていることが明らかになっています。</p> <p>たばこ税は貴重な県税収入の一つですが、何よりも県民の皆さんの健康を守ることが重要であり、将来的に医療費等の削減に繋がるものと考えています。</p>
	<p>「公共の場等での全面禁煙の促進」とあるが、全面禁煙とせず、分煙を認めるべき。</p> <p>(2件)</p>	<p>喫煙は、生活習慣病のほか様々な疾病の原因となるため、公共の場等では受動喫煙を完全に防止することが困難な分煙ではなく、全面禁煙の促進が必要と考えています。</p>
	<p>「公共の場等での全面禁煙の促進」について、商業施設、飲食店等どこまで含まれるか不明であり、あらゆる施設に広く適用されることを危惧する。一律の全面禁煙に反対する。</p> <p>(1件)</p>	<p>喫煙は、生活習慣病のほか様々な疾病の原因となるため、県民の生涯にわたる健康の保持の観点から、「公共の場等での全面禁煙の促進」は必要と考えています。</p> <p>ただし、最終的にどのような受動喫煙防止の措置を行うかは、あくまで施設の管理</p>

		者が判断されることであり、全面禁煙を強制することまでは考えていませんが、たばこの健康被害は明らかであり、適切な受動喫煙防止の措置をとっていただきたいと考えています。
	「健康づくり応援施設（禁煙分野）の増加」や「公共の場等での全面禁煙の促進」としているが、一律に全面禁煙にすると、売り上げの減少を招くなど、大きな影響を及ぼす。全面禁煙を強制的に義務化する強硬な行政主導の施策とならないようにすべき。 (1件)	喫煙は、生活習慣病のほか様々な疾病の原因となるため、県民の生涯にわたる健康の保持の観点から、「健康づくり応援施設（禁煙分野）の増加」や「公共の場等での全面禁煙の促進」は必要と考えています。 ただし、最終的にどのような受動喫煙防止の措置を行うかは、あくまで施設の管理者が判断されることであり、全面禁煙を強制することまでは考えていませんが、たばこの健康被害は明らかであり、適切な受動喫煙防止の措置をとっていただきたいと考えています。
	喫煙率減少に向けて取り組む必要はない。「吸う」「吸わない」は個人が判断すべきもので行政が介入すべきでない。 喫煙率は減少しており、わざわざ喫煙率減少に取り組む必要はない。 (2件)	喫煙は、生活習慣病のほか様々な疾病の原因となるため、県民の生涯にわたる健康の保持の観点から、「喫煙率の減少」は必要と考えています。
	行政が喫煙率減少に向けて取り組むことは、たばこ販売数量の減少をさらに加速させることになり、たばこ販売店に死刑宣告するようなものである。 (1件)	喫煙は、生活習慣病のほか様々な疾病の原因となるため、県民の生涯にわたる健康の保持の観点から、「喫煙率の減少」は必要と考えています。
歯・口腔の健康対策	歯・口腔の健康対策を追加すること。 (1件)	口腔機能は、生涯を通じて健やかな日常生活を送る上で大きな役割を果たすものであり、県民の生涯にわたる健康の保持の観点から、鳥取県医療費適正化計画に歯・口腔の健康対策を追加します。

※ () : 意見の件数

※意見総数 11 件